

第 15 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 24 年 2 月 8 日（水） 本社会議室	
委員	田中俊充（弁護士） 矢橋農吾（大学名誉教授） 西谷隆亘（大学名誉教授） 垣花直樹（水資源機構監事）	
審議対象	1 .平成 23 年度第 3 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について 2 .平成 23 年度第 3 四半期における随意契約に関する点検について 3 .平成 23 年度新規随意契約案件について	
1 .平成 23 年度第 3 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検についての審議	委員	機構事務局
	<p>・機械設備工事について規模が小さい工事は参加者が少ないという説明があったように思うが、そうした場合、規模の小さい工事というのは、例えば技術的にそれほど高くなってよいとか、品質もそれほどシビアではなくてよいというようなものはあるのか。</p>	<p>・技術的にはそういうことはなく、実施する内容の多いか少ないかだと思います。</p>
	<p>・小さな会社でも参加できる要件にすれば、もう少し参加者が増えるのではないかと思うのだが、そういう条件緩和は可能なのか。</p>	<p>・修繕工事等の入札参加要件として、ゲートであればゲートの大きさや受ける水圧の高さを設定していましたが、1 者応札対応でなくしています。おそらく要件はクリアしているのですが、できそうにないと思ったら手を挙げてくれないのが実際だと思います。</p>
<p>・不調となった災害復旧工事について、再公告で地理的条件を拡大したことにより入札参加者が増えたというケースがあるが、そういう良い事例は事業所を含めて活かしていくことが必要である。</p>	<p>・本工事は本社発注ですが、応札状況等につきましては、事業所と情報を共有しています。また、他の災害復旧工事についても地理的条件を拡大して発注し、その情報は事業所にフィードバックしています。災害復旧工事の場合、国や地方公共団体の発注状況も把握しながら出していないと、結果的に 1 者応札や不調につながってしまったということもあり、注意していきたいと思っています。</p>	

第15回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<p>・No46「千葉用水管内専用通信回線 IP ネットワーク構築工事」は落札率が76.8%と下がっているが、他の工事とくらべ特に理由があるのか。</p>	<p>・本工事は千葉用水管内のネットワーク全体を更新する内容となっていますので、おそらく落札者は他社が参入してくるだろうと競争を意識した価格で入札したのではないかと思われます。ところが、実際は納期的に厳しかったことと、ちょうど震災対応ということもあり、1社しか参加しなかったため、落札率が低くなったと思われます。</p>
	<p>・No39「利根大堰管理用制御処理設備工事」は新規工事なのか、改良工事なのか。</p>	<p>・本工事はゲートを制御するシステムの心臓部である中央演算装置については既設設備のままで、その周辺の入出力装置等についての工事です。</p>
	<p>・No39は金額が大きい。工期は7年となっているが、これは7年でこの金額なのか。それとも年度ごとに見ていくのか。</p>	<p>・7年間のうち2年間で製造工事で、5年間がその後のメンテナンスとなります。基本的には工事期間の2年間で大半が終わり、残りの5年間は毎年精算していくことを考えています。</p>
	<p>・No39は機器が古くなって取り替えなければならない場合は新しい機器に取り替えるのか。7年も使ったらこういう機器はすぐ陳腐化して駄目になると思うが。</p>	<p>・過去の経過では5年くらいが寿命と考えていますので、2年間で製作して、その後5年間使用すれば、次の更新期になるだろうということで、この期間としています。次の時期には老朽化した機器だけを対象にして更新工事を実施する予定です。</p>
	<p>・No48「千葉用水用地補償業務」の1者応札の経緯を教えてください。</p>	<p>・入札参加希望者が2社いましたが、1社は入札参加資格がなかったため、結果的に1社応札になりました。本件は、参加資格が無い旨の通知に誤記があり、再苦情の申立てがあったため、入札等監視委員会において再苦情処理を行った案件です。</p>

第 15 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいま出た意見を今後の 1 者応札対策の参考にしていただきたい。 	
<p>2 .平成 23 年度第 3 四半期における随意契約に関する点検についての審議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急案件の中で落札率に幅があるというのは、機構から何か交渉をした結果か。それとも提示された額で落札しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が積算した金額が予定価格となります。受注者から見積書を徴収しますが、そこですりあわせを行うことはありません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ No11 「淀川大堰管理制御処理設備設置工事」は分担金のような形で支払われているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は機構の持ち分に相当する額を負担するものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・同じく落札率 100%になっている No6「双林寺トンネル施設調査等業務」はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は数量を確定して積算し、受注者から見積書徴収を行っています。ただし、1 回目の見積額が予定価格を上回っており、2 回目の見積徴収のときに落札率 100%で決定となりました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急案件は、何日以内に契約を締結するというルールはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急随契は、まさに緊急事態ですので、金額を決定する前に、まずは対応可能な業者を決定して工事に着手します。その後に工事の数量等が確定した段階で契約締結となりますので、通常の発注とは手順が異なります。何日以内に契約するというルールはなく、数量等が確定次第速やかに契約を締結することになります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの意見等を今後の随意契約見直しの参考にしていただきたい。 	
<p>3 .平成 23 年度新規随意契約案件について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川用水二期事業に伴う埋蔵文化財調査について」の業務期間は平成 25 年 2 月 28 日までとなっているが、発掘調査というのはいつ終わるかが読みづらいと思うが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査については既に田原市が実施しています。本件業務は、発掘調査の結果、出土した遺物の整理保存や記録を行うもので、この期間で十分に業務として実施できると考えています。

第 15 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務について特命随意契約を締結すること及び今後同様の案件が出てきた場合の取り扱いについては了承する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「公害紛争処理手続に係る弁護士法人への委任について」の契約内容はどうなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回委任する範囲は、公害紛争処理手続にかかる一切の権限となります。具体的には答弁書の作成、認証の場での対応を契約の範囲として考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務について特命随意契約を締結することを了承する。 	

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048 - 600 - 6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長

小島 隆 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長

長井 剛彦 (内線 4631)